

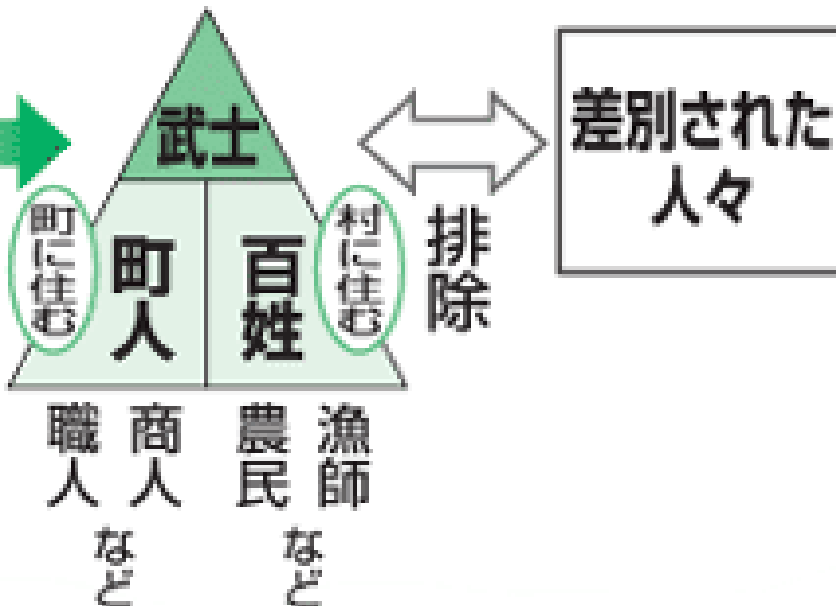
- 5月「オンラインミーティング会」の質疑にて、岡さんから、*1新聞記事特集「江戸時代身分制度」の概要「現在は社会の教科書に「士農工商」は記述されなくなっている事や、村に住んでいる人は農業をしていなくとも百姓身分、町人町に住んでいる者は町人」等を口述説明。（*1「読売新聞（4/27夕）日本史アップデート」）
- これについて6月ミーティングテーマとして、岡さんにて*2ネット記事等を参考に、詳細解説（資料1）。
それでは流山村の商売人は人別帳では百姓に分類されているのではないかと岡さんから質問があり、田村哲さんにて、苗字御免から調査検証結果を解説。「同じ酒を扱う商人であっても、町方と百姓に区分されている。職業にかかわらず 町に住む人は町方、村に住む人は百姓と区分されたことが分かる。つまり身分の上下はなかった。」等を解説（資料2）。（*2「教科書に載らなくなった士農工商 _ 歴人マガジン」）

身分制度

これまでのとらえ方



現在のとらえ方



資料1の概要

江戸時代が身分の違いによる格差社会であったことはよく知られています。

一定の年齢以上の方は、江戸時代には「士農工商」という身分制度があり、士（武士）、農（百姓）、工（職人）、商（商人）の順で身分が差別されていたと学校の授業で習ったのではないのでしょうか。

しかし、近年の研究によって、現在は「士農工商」という身分制度はなかったとされており、教科書にも載っていません。

とはいえ、江戸の世は身分の格差が色濃く反映された時代でした。今回は、そんな江戸時代の身分制度について解説。